

納期内の納付をお願いします

国民健康保険税は皆さんの医療費に充てる大切な財源です。納期内の納付をお願いします。

問合せ 国保年金課国保係

国民健康保険税の納付は、 かんたん便利な口座振替で

口座振替は、納期のたびに金融機関へ行く手間が省け、納め忘れを防ぐことができます。国民健康保険税（国保税）の納付は、原則口座振替をお願いします。口座振替の申込みは通帳と届出印（銀行印）を持参し、市内金融機関または税務課の窓口にお越しください。

なお、国保税が年金から天引きされている人は申請により口座振替による納付に変更することができます。希望する人は通帳と届出印を持参し国保年金課にお越しください。申請のあった月の3か月以降に変更されます。

非自発的失業者の 国保税軽減制度

倒産・解雇・雇い止めなど非自発的な理由で失業した人の国保税を軽減する制度があります。対象者の前年給与所得を、100分の30とみなして国保税を算定します。

※昨年度に申請した人は今年度の申請は不要です。

対象 平成21年3月31日以降に離職し、ハローワークで交付される雇用保険受給資格者証の離職理由欄に以下のコードが記載されている人

コード 11、12、21、22、23、31、32、33、34

手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

国民健康保険税の減免制度

国民健康保険税には減免制度があります。次に該当する場合は申請してください。⑥⑦に該当すると思われる世帯には通知します。

世帯主および被保険者の所得が未申告の場合は適用されません。減免の額などの詳細はお問い合わせください。

対象

- ①所得減少により著しく生活が困難となり市民税の減免を受けた場合、また固定資産税の減免を受けた場合
- ②災害により世帯主および当該世帯に属する被保険者の所有に係る住宅または家財について10分の3以上の損害を受けた人で、総所得金額が1,000万円以下の場合
- ③世帯主およびその世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が300万円以下で、生計の中心となっていた被保険者が、傷病（療養期間が6か月以上）、失業、事業の廃止や休止したことにより、当該年における総所得金額の見込額が前年中の総所得金額の2分の1以下に減少すると認められる場合（非自発的失業者の軽減制度を利用した世帯は除く）
- ④世帯主が生活保護を受けた場合
- ⑤国民健康保険法第59条（拘禁、拘留など）に該当する場合
- ⑥世帯主およびその世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が0円の場合
- ⑦障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証（資格を認める認定書含む）、母子家庭等医療費受給者証の交付を受けている被保険者のいる世帯で、世帯主および被保険者の前年中の総所得金額が150万円以下の場合
- ⑧会社などの健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その人の被扶養者（65歳以上75歳未満）が国保の被保険者になった場合